相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市金石西一丁目四八五番地、最後の住所石川県金沢市弥生二丁目二四番七号　被相続人　亡　不破　義徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十七日

石川県金沢市大手町一五番一四号アーバンハイム大手町四階まこと共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久保　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市石和町市部四六八番地、最後の住所山梨県中巨摩郡昭和町西条三八一番地六　被相続人　亡　齊藤　初雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十七日

山梨県甲府市相生一丁目三番一一号　ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市柏六丁目四番、最後の住所静岡県伊東市岡一三七一番地の一三　被相続人　亡　酒寄　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十七日

静岡県沼津市市場町三―一六ひまわりビル伊東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉浦　孝輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市浜北区於呂三八六六番地五、最後の住所静岡県浜松市南区高塚町二四〇三番地　被相続人　亡　鈴木　保夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十七日

事務所静岡県浜松市西区入野町一四一九一番地の一　相続財産管理人　小楠　展央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市山口町一五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　定子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十七日

愛知県瀬戸市やまて坂一―一六

相続財産管理人　高野クミ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住之江区粉浜三丁目一〇番、最後の住所兵庫県川西市加茂三丁目一三番二六―四〇一号　被相続人　亡　西村　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十七日

大阪市中央区大手通一丁目一番一号谷二ビル二階

相続財産管理人　司法書士　伊集院　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県養父郡関宮町外野七七六番地、最後の住所兵庫県養父郡養父町十二所八七一番地　被相続人　亡　西本喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十七日

兵庫県養父市広谷二五番地

相続財産管理人　津崎　幸憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市築地三丁目一〇一番地、最後の住所兵庫県尼崎市東園田町三丁目四八番地の一九　被相続人　亡　村田　忠広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十七日

兵庫県尼崎市昭和南通三―二六　第一松本ビル六階　相続財産管理人　赤星　正美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市向東町一一五二番地、最後の住所広島県尾道市向東町三五八六番地一　被相続人　亡　木村　省三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十七日

事務所広島県尾道市新浜一丁目一四番三一号金属ビル七〇一号室　尾道しまなみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　則利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市本村町五二九番地の四、最後の住所不詳、不動産登記記録上の住所広島市安佐北区可部町大字大毛寺一九一〇番地の三　被相続人　亡　森上　武夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十七日

事務所広島市中区上幟町二番四四号

相続財産管理人　三浦真規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字向島一三九番地、最後の住所山口県防府市大字伊佐江二二五番地の一八九　被相続人　亡　山根　悟朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十七日

山口県防府市大字向島六二八番地

相続財産管理人　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区下二十町四四〇四番地、最後の住所北九州市小倉北区片野三丁目一四番一八―一一〇一号　被相続人　亡　奥村　一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十七日

事務所北九州市戸畑区沖台一丁目一番一一号北野沖台ビル二階

相続財産管理人　司法書士　橋本　裕教

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十四年二月二十七日

一、墳墓等所在地　千葉県市川市国府台五丁目二五番四号

一、墳墓等の名称　即随寺墓地

畠中家　關家　野田家　伊東家　吉田・岡部家　大宮家　鈴木家　漆山家　菅野家　下家根本家　他不詳墓三基

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

一、改葬を行おうとする者　千葉県市川市国府台五丁目二五番四号　宗教法人即随寺　住職　長尾　眞成

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年二月二十七日

一　墳墓等所在地　大阪市此花区春日出中三丁目三五二番三

一　墳墓等の名称　恩貴島島屋共同墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪市此花区春日出中三丁目一番五二号　恩貴島島屋共同墓地管理会　代表者　西村　正淳